

<使用開始日>  
2015年5月30日

# 野村新興国債券投信

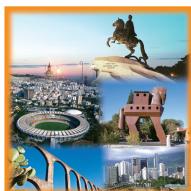
## Aコース(為替ヘッジあり)/Bコース(為替ヘッジなし) (毎月分配型)

野村新興国債券投信Aコース(毎月分配型)

野村新興国債券投信Bコース(毎月分配型)

追加型投信 海外 債券

### 【投資信託説明書（交付目論見書）】



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成27年4月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:26兆1930億円(平成27年3月31日現在)

<受託会社> 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村新興国債券投信 Aコース/Bコース(毎月分配型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年5月29日に関東財務局長に提出しており、平成27年5月30日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

エマージング・カントリー<sup>※1</sup>の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。

※1 ファンドにおいてエマージング・カントリーとは、いわゆる先進工業国や最貧困などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■投資方針

- エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。
- エマージング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

##### ブレディ債<sup>\*</sup>

1989年のブレディ提案に基づいてエマージング・カントリーが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券。

##### ユーロ債

ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマージング・マーケット債で上記ブレディ債以外の債券。

##### 現地米ドル建債

エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券。

##### 現地通貨建債

エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建で発行し、流通する債券。

※途上国における累積債務問題解決を目的として、1989年3月に当時のブレディ米国財務長官が提案した新債務戦略(ブレディ・プラン)に基づき、民間銀行向けの債務が再編された後、その債務と引き換えに途上国政府が発行した外貨建て(主として米ドル建)の債券のことをいいます。ブレディ債の発行形態は銘柄毎に多種多様です。ブレディ債には償還時元本についてゼロクーポン米国財務省証券等によって担保されているものがあります。また利払いについても限定的に担保されているものがあります。現状では最長で30年満期のものまで発行されており、クーポンについても固定金利のものや変動金利のものなどがあります。

- ◆ 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

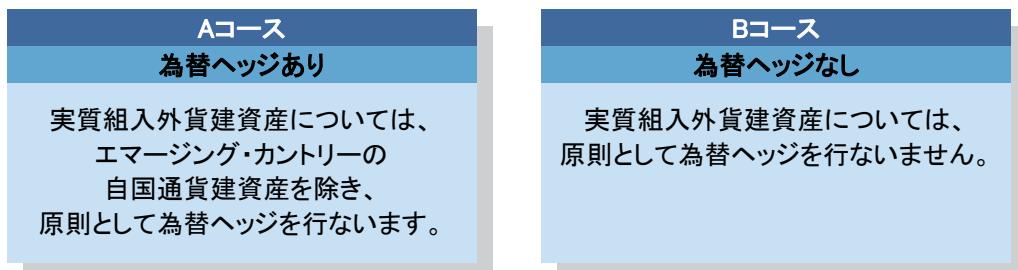
投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。

◆投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ①エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
- ②エマージング・カントリーの同一企業発行の債券への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。
- ③エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
- ④エマージング・カントリー単一国の現地通貨建資産への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。

●Aコースは原則として為替ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行ないません。



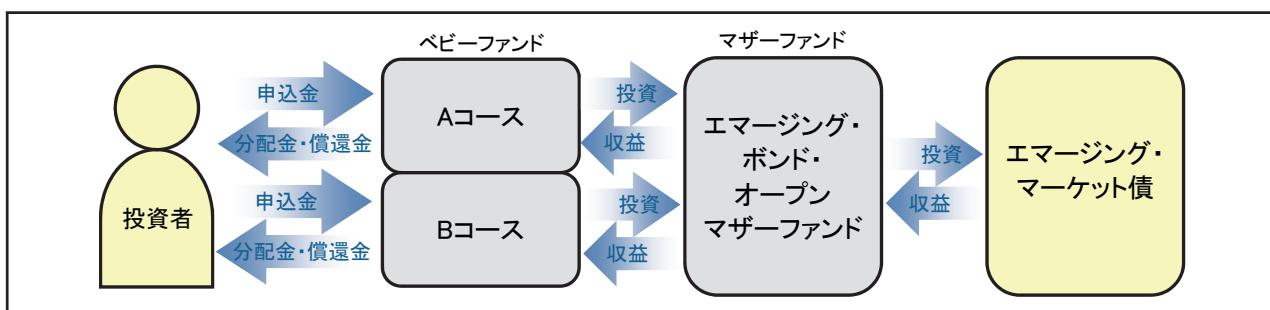
●ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース) <sup>*1</sup>
Bコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース) <sup>*2</sup>

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (USドルベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (USドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



### ■スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の公社債(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

## ■主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## ■分配の方針

原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

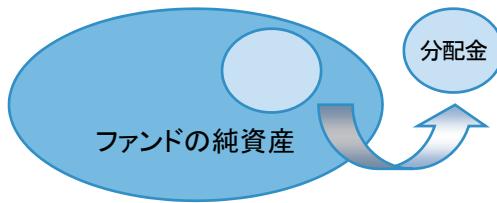


\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



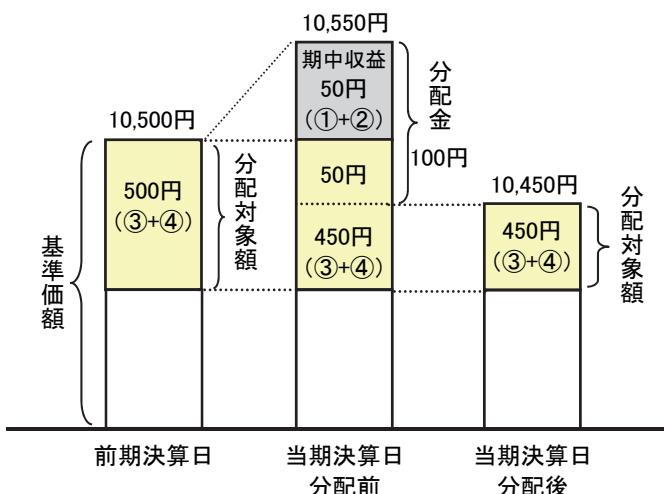
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

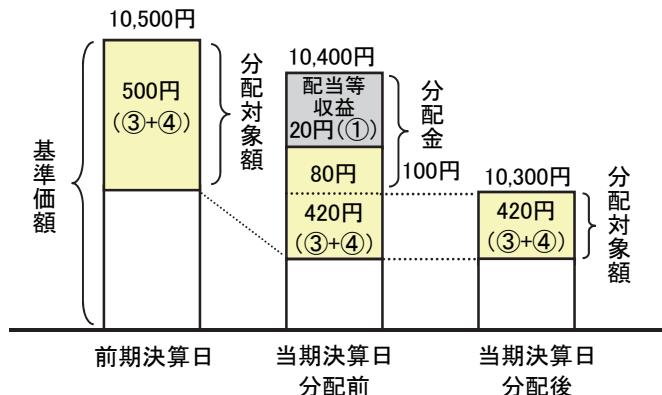
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



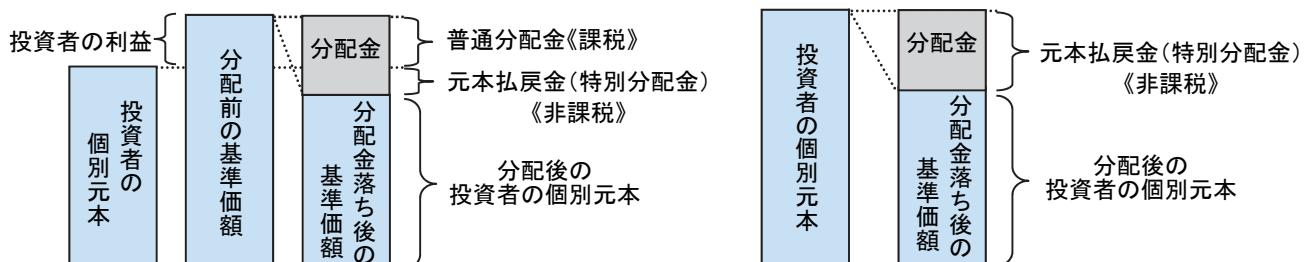
前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。



※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを取り消す場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行なっています。

### ●運用リスクの管理

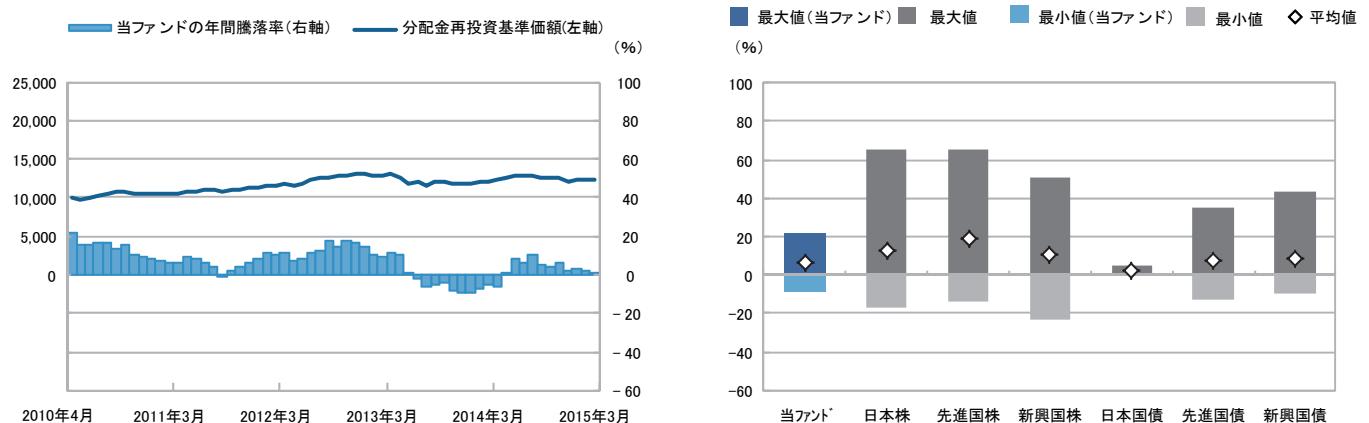
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行なっています。

## リスクの定量的比較

(2010年4月末～2015年3月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

### ●Aコース



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年4月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

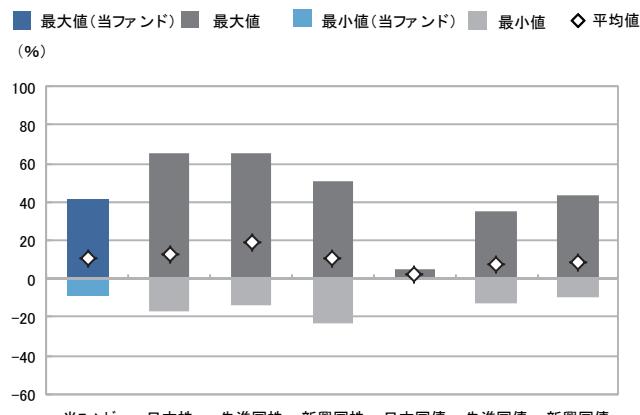
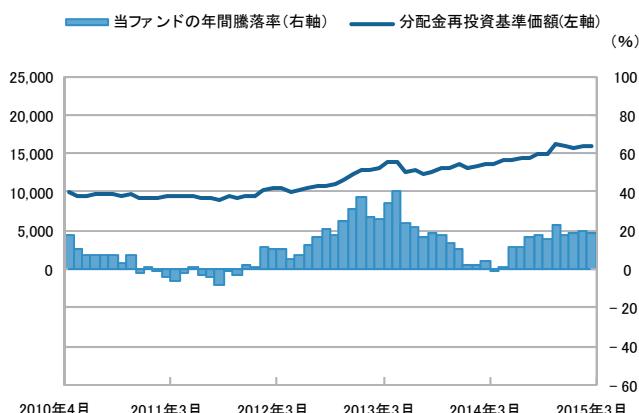
\* 2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

## ●Bコース



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2010年4月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## &lt;代表的な資産クラスの指標&gt;

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

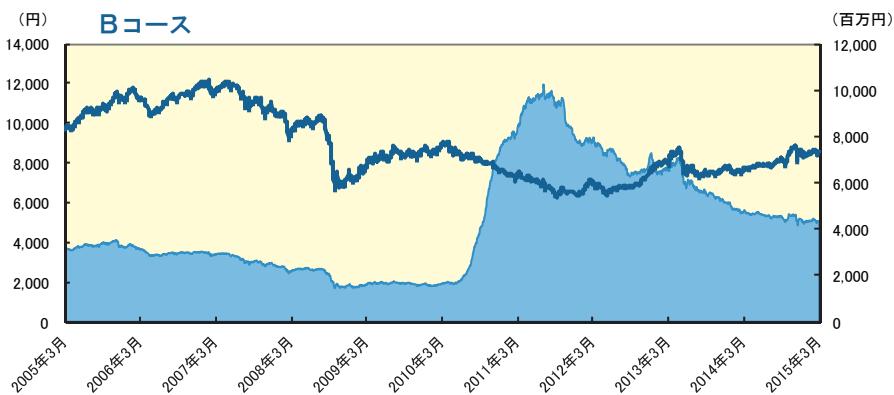
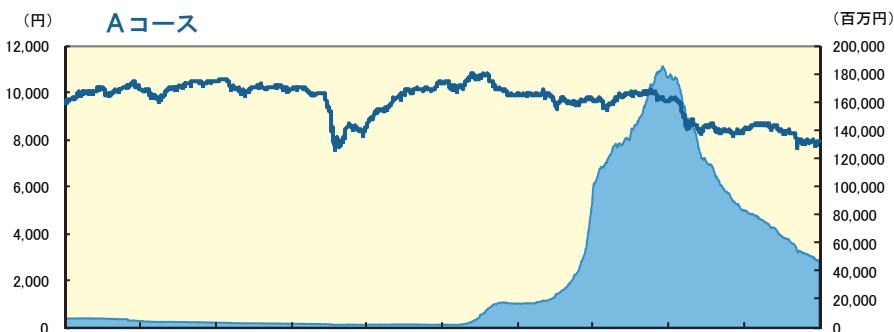
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や段階を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がプロロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)('指標スパンサー')は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

## 運用実績 (2015年3月31日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

#### Aコース

2015年3月	50 円
2015年2月	50 円
2015年1月	50 円
2014年12月	50 円
2014年11月	50 円
直近1年間累計	600 円
設定来累計	8,892 円

#### Bコース

2015年3月	40 円
2015年2月	40 円
2015年1月	40 円
2014年12月	40 円
2014年11月	40 円
直近1年間累計	480 円
設定来累計	13,001 円

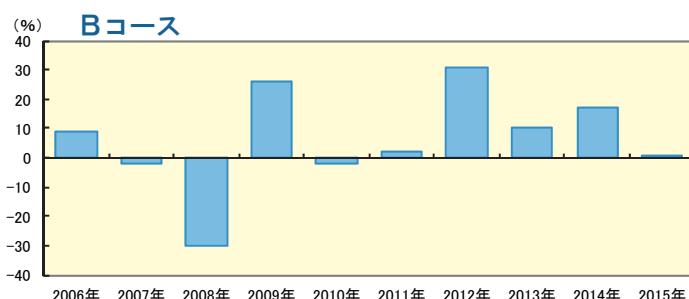
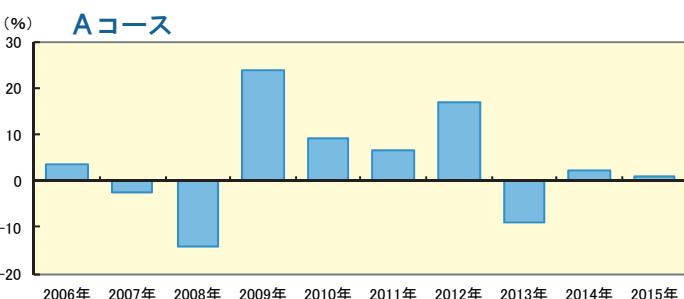
### 主要な資産の状況

#### 実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)	
			Aコース	Bコース
1	IVORY COAST	国債証券	2.4	2.3
2	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	2.3	2.3
3	RUSSIAN FEDERATION	国債証券	1.5	1.5
4	REPUBLIC OF TURKEY	国債証券	1.4	1.4
5	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	1.4	1.4
6	REPUBLIC OF PHILIPPINES	国債証券	1.3	1.3
7	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	1.2	1.2
8	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	1.2	1.2
9	GAZPROM (GAZ CAPITAL SA)	社債券	1.2	1.2
10	GAZPROM (GAZ CAPITAL SA)	社債券	1.1	1.1

### 年間收益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2015年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース) 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位 1万円以上1円単位 (原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース 自動けいぞく投資コース	1万口単位、1口単位または1円単位 1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成27年5月30日から平成28年5月31日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
スイッチング	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	平成38年3月5日まで(平成8年4月26日設定)	
繰上償還	「Aコース」、「Bコース」の受益権口数の合計が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)	
収益分配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信託金の限度額	各ファンドにつき、7000億円	
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。	
運用報告書	3月、9月のファンドの決算時、償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。	

## 課 税 関 係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。  
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。  
 配当控除の適用はありません。  
 \* 上記は平成27年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

## ■ ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>3.24%(税抜3.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」 合算の純資産総額)	50億円 以下の部分	50億円 超 100億円 以下の部分	100億円 超 300億円 以下の部分	300億円 超 500億円 以下の部分	500億円 超 の部分
	信託報酬率	<u>年1.7496%(税抜年1.62%)</u>				
支払先の 配分 (税抜) および 役務の 内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.92%	年0.94%	年0.96%	年0.97%	年0.99%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%	年0.60%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%	年0.03%

## 【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インクが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産額(月末純資産総額の平均値)に、年0.40%の率を乗じて得た額とします。

## その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\* 上記は平成27年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### ● ファンドの名称について

「野村新興国債券投信Aコース(毎月分配型)」に「為替ヘッジあり」、「野村新興国債券投信Bコース(毎月分配型)」に「為替ヘッジなし」を付記する場合があります。

# *MEMO*

---

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# *MEMO*

---

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

